

全建労発第15号  
令和8年5月11日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 今井雅則  
〔公印省略〕

**厚生労働省「令和8年労務費率調査」の会員企業への周知について（依頼）**

平素より本会事業の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省より本会あて、建設事業を対象とした「令和8年労務費率調査」の実施に伴い、会員企業への周知について協力依頼がありました。

本調査は、令和9年4月に予定されている労災保険率及び労務費率の改定に向けた基礎資料を得るため、建設事業における賃金実態等を把握することを目的として実施されるものです。

調査票は、全国の建設事業場の中から無作為に抽出された事業場に対し、厚生労働省より令和8年5月18日頃から順次送付される予定です。

つきましては、貴協会におかれましては、本調査の趣旨をご理解のうえ、会員企業に対し、調査票が届いた際にはご協力いただくよう周知方お願い申し上げます。

以上

（担当：労働部 吉田）

基発 0428 第 2 号  
令和 8 年 4 月 28 日

一般社団法人全国建設業協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長

「令和 8 年労務費率調査」の協力依頼について

貴会におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げますとともに、労働基準行政、とりわけ労災保険行政の運営につきまして、常日頃より多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労災保険制度においては、請負による建設の事業における労災保険料の算定に当たり、下請業者も含めた全ての賃金総額を正確に算定することが困難である場合には、請負金額に法令で定める「労務費率」を掛けて得た額を賃金総額とみなすという特例があります。

現行の「労務費率」は令和 6 年度から適用されているものですが、作業の効率化、建設コスト縮減等により請負代金及び支払賃金総額の実態に変化が生じていることが考えられます。

そこで、厚生労働省では、「労務費率」の改定の基礎資料とするため、工事の請負代金及び支払賃金総額等の実態について調査する「令和 8 年労務費率調査」を実施します。全国の建設事業の中から無作為に選定させていただいた計 9,116 事業場を対象とし、5 月 18 日（月）頃に調査票を順次送付させていただく予定です。詳細は別紙をご参照ください。

つきましては、本調査の実施についてご理解を賜るとともに、貴会会員の方々に調査票が届いた際には本調査の趣旨をご理解の上ご協力いただけるよう、周知方よろしくお願い申し上げます。

## 令和8年労務費率調査について

### □調査の概要

#### ・調査の目的

請負による建設の事業について、賃金実態を把握し、労災保険料の算定に用いる「労務費率」の見直しに資することを目的とする（原則3年に一度実施）。

#### ・調査の時期

令和8年5月18日（月）～6月12日（金）

#### ・調査事項

- ア 法人番号
- イ 工事の名称、期間及び内容
- ウ 工事の請負代金の額、請負代金に加算する額及び請負代金から控除する額
- エ 支払賃金総額
- オ 労災保険に係る確定保険料額の算定方法

#### ・調査の対象

##### ア 単独有期事業

調査票に記載した「労働保険番号」における工事

- ※ 令和6年10月1日から令和7年9月30日までの間に終了した請負金額500万円以上の工事

##### イ 一括有期事業

調査票に記載した「労働保険番号」を使用した工事のうち、以下①②のいずれにも該当する元請工事（事業者にて該当の工事を1件選択。）

- ① 令和6年10月1日から令和7年9月30日までの間に終了した工事のうち、その内容（事業の種類）が調査票に記載の業種番号と同一であるもの
- ② 請負金額が500万円以上の工事（該当する工事がない場合、最も請負金額の高い工事）

・調査の方法

厚生労働省から調査対象事業場あて、郵送により直接調査票を送付する（送付書類は別添参照）。以下①②のいずれかの方法で、6月12日（金）までに厚生労働省に調査票を提出する。

- ① 調査票に直接記入し、同封の返信用封筒を用いて郵送により提出する。
- ② インターネット（政府統計オンライン調査総合窓口）を利用して電子調査票を入力し、オンラインにより提出する。

※1 政府統計オンライン調査総合窓口へログインする際には、調査票に記載されているIDとパスワードが必要です。

※2 オンライン調査の流れについては、調査票郵送時に同封の「令和8年労務費率調査 オンライン回答のしかた」をご覧ください。

なお、期限までの提出が確認できなかった場合、再度ご案内ハガキをお送りさせていただきますのでご了承ください。

□公表予定

労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会の審議資料として、令和8年12月公表予定。

□問い合わせ先

労働基準局労災管理課労災保険財政数理室（03-5253-1111 内線 5454, 5455）

◆「令和8年労務費率調査」のご協力の依頼（厚生労働省 HP）  
[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/topics/2026/04/tp0424-1.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/topics/2026/04/tp0424-1.html)



◆労務費率調査（厚生労働省 HP）  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/116-1.html>



◆政府統計オンライン調査総合窓口  
<https://www.e-survey.go.jp>



基 発 第 号  
令 和 8 年 月 日

事 業 主 殿

厚生労働省労働基準局長

## 令和 8 年労務費率調査へのご協力をお願い

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

労働基準行政、とりわけ労災保険行政の運営につきまして、常日頃より多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労災保険制度においては、請負による建設事業における労災保険料の算定に当たり、下請事業者も含めた全ての賃金総額を正確に把握することが困難である場合には、特例として請負金額に事業の種類ごとに定められた「労務費率」を乗じて得た額を賃金総額として扱うこととしています。

今般、現行の「労務費率」の見直しを行うため、建設事業において“労働者に実際に支払われている賃金額”等について実態を調査することを目的として、「令和 8 年労務費率調査」を実施します。調査対象を無作為に選定させていただいた結果、貴事業場に調査のご協力をお願いすることとなりました。

つきましては、ご多用中誠に恐縮ではございますが、この調査の趣旨をご理解いただき、何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

ご記入いただいた調査票につきましては、令和 8 年 6 月 12 日(金)までに、当局へご返送くださいますようお願い申し上げます。「政府統計オンライン調査総合窓口」を利用したオンライン回答も可能ですので、ぜひご利用ください。

なお、お答えいただいた内容は、統計調査のためにのみ使用され、算定基礎調査や保険料の徴収・還付など、他の用途に用いられることは絶対にありません。

◆労務費率調査(厚生労働省 HP)  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/116-1.html>



◆政府統計オンライン調査総合窓口  
<https://www.e-survey.go.jp>



事業の名称及び所在地

統計法に基づく国の統計調査  
です。調査票情報の秘密の保  
護に万全を期します。



※ 名称・所在地に変更等がありましたらボールペン等で訂正してください。

秘 厚生労働省

## 令和8（2026）年労務費率調査票（単独有期事業場用）

法人番号			
記入担当者	所属部課	電話	氏名

※法人番号欄には、国税庁から指定された13桁の法人番号をご記入ください。また、法人番号が印字されている場合はご確認いただき、誤りがある場合は訂正をお願いします。法人番号は支店や事業場ごとに指定されませんので、支店や事業場についても、各法人に指定された法人番号をご記入ください。

「労働保険番号」や、商業登記法に基づく「会社法人等番号(12桁)」を記入しないようにご注意ください。

共同事業体によって行われる工事について回答する場合は、貴社の法人番号をご記入ください。

※本調査は、建設事業の労務費率の検算のために行う統計調査です。調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使用することはありませんので、事実をありのままにご記入ください。

### 〇回答いただきたい工事について

都道府県	所掌	管轄	労働保険番号		業種 番号
			基幹番号	枝番号	

本調査で対象となるのは、上記の労働保険番号の工事です（※）。

調査票は、下請事業者に関する部分も含めてご記入ください。

※ 令和6（2024）年10月1日から令和7（2025）年9月30日までの間に終了した請負金額500万円以上の工事から選定しました。

### 〇調査票の提出方法 A又はBのいずれかの方法により提出ください

#### A：紙の調査票を用いて郵送する方法

調査票に記入の上、同封の返信用封筒にて、厚生労働省労災保険財政数理室あて郵送ください。

#### B：電子調査票を用いてオンライン回答する方法

「政府統計オンライン調査総合窓口」にログインし、電子調査票に記入して送信ください。

下記のIDとパスワードを使用してください。回答方法の詳細は別紙をご覧ください。

ID	
パスワード	

### 〇問い合わせ先

電話番号：(代表) 03-5253-1111 → 「1」をプッシュ → 内線5454 or 5455

受付時間：平日 9:30~12:30、13:30~18:00

### 〇調査票の提出期限

令和8（2026）年6月12日（金）まで お願いします。



事業の名称及び所在地

統計法に基づく国の統計調査  
です。調査票情報の秘密の保  
護に万全を期します。



※ 名称・所在地に変更等がありましたらボールペン等で訂正してください。

秘 厚生労働省

## 令和8（2026）年労務費率調査票（一括有期事業場用）

法人番号			
記入担当者	所属部課	電話	氏名

※法人番号欄には、国税庁から指定された13桁の法人番号をご記入ください。また、法人番号が印字されている場合はご確認ください、誤りがある場合は訂正をお願いします。法人番号は支店や事業場ごとに指定されませんので、支店や事業場についても、各法人に指定された法人番号をご記入ください。

「労働保険番号」や、商業登記法に基づく「会社法人等番号(12桁)」を記入しないようにご注意ください。

共同事業体によって行われる工事について回答する場合は、貴社の法人番号をご記入ください。

※本調査は、建設事業の労務費率の検算のために行う統計調査です。調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使用することはありませんので、事実をありのままにご記入ください。

### 〇回答いただきたい工事について

労働保険番号					業種 番号
都道府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	

上記の労働保険番号を使用した工事の中から、以下①②のいずれにも該当する元請工事を1件選んでください。調査票は、下請事業者の内容も含めて回答してください。

- 令和6（2024）年10月から令和7（2025）年9月までの間に終了した工事のうち、その内容（事業の種類）が上記の業種番号と同一であるもの
- 請負金額が500万円以上の工事（該当する工事がなく場合、最も請負金額の高い工事）

### 〇調査票の提出方法 A又はBのいずれかの方法により提出ください

#### A：紙の調査票を用いて郵送回答する方法

調査票に記入の上、同封の返信用封筒にて、厚生労働省労災保険財政数理室あて郵送ください。

#### B：電子調査票を用いてオンライン回答する方法

「政府統計オンライン調査総合窓口」にログインし、電子調査票に記入して送信ください。

下記のIDとパスワードを使用してください。回答方法の詳細は別紙をご覧ください。

ID	
パスワード	

### 〇問い合わせ先

電話番号：(代表) 03-5253-1111 ➡ 「1」をプッシュ ➡ 内線5454 or 5455

受付時間：平日 9:30~12:30、13:30~18:00

### 〇調査票の提出期限

令和8（2026）年6月12日（金）まで お願いします。

## 問1 工事の名称、期間及び内容

### (1) 工事の名称

調査対象工事の請負契約書に記載されている工事名を記入してください。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

### (2) 工事期間

実際の工事期間を西暦で記入してください。

2	0			年			月	から
2	0			年			月	まで

### (3) 調査対象の工事が該当する事業の種類

該当する事業の種類を1つ選び、回答欄の番号を○で囲んでください。

事業の種類	回答
(31)水力発電施設、ずい道等新設事業	1
(32)道路新設事業	2
(33)舗装工事業	3
(34)鉄道又は軌道新設事業	4
(35)建築事業(既設建築物設備事業を除く。)	5
(38)既設建築物設備工事業	6
(36)機械装置の組立て又は据付けの事業	
組立て又は取付けに関するもの	7
その他のもの	8
(37)その他の建設事業	9

(注)

(36)「機械装置の組立て又は据付けの事業」について

「その他のもの」とは、組立て又は取付けに関するものの基礎工事のことであり、基礎台の建設をいいます。

「組立て又は取付けに関するもの」と「その他のもの」を併せて行っている場合、そのうち主たる方(主たる事業の種類)を選択してください。また、問2及び問3の回答時には、主たる方に係る額のみを記入してください。

## 問2 請負金額

### (1) 請負代金の額

最終的に発注者等から受け取った金額に基づき記入してください。

十億	百万	千			
			0	0	0

円

※消費税を除いた額を百円の位で四捨五入

### (2) 支給材の価額等(請負代金に加算する額)

上記(1)に含まれていない発注者等からの支給材がある場合は、その支給材の価格を、また、機械器具等の貸与を受けた場合は、その機械器具等の損料に相当する価格を記入してください。

十億	百万	千			
			0	0	0

円

※消費税を除いた額を百円の位で四捨五入

### (3) 機械装置の価額(請負代金から控除する額)

※問1(3)で「7」又は「8」を選択した場合のみ回答

上記(1)の請負金額に含まれている「機械装置」の価額を記入してください。この「機械装置」の範囲には、機械装置の本体、附属装置及び附属品が含まれます。

十億	百万	千			
			0	0	0

円

※消費税を除いた額を百円の位で四捨五入

## 問3 実際に支払われた賃金の総額

調査対象工事に従事したすべての労働者に実際に支払われた賃金額を記入してください。

(注)

下請け事業者の労働者を含めたすべての労働者の賃金の合計額を記入してください。

工事の完成に必要な設備等の製作・加工等の作業であっても、工事現場「以外」の工事や工場等で行う作業に係る賃金は含めないでください。

保険料の算定に当たって労務費率を用いた場合(問4で「2」を選択した場合)であっても、賃金台帳等により【実際の支払賃金総額】を正確に把握してご記入ください。

※本調査は労務費の実態を把握することが目的のため、保険料算定の際に用いた【請負金額に労務費率を乗じて得た額】は記入しないでください。

【実際の支払賃金額】の把握が困難な場合は、おおよその金額で構いませんので、工事に関する予算書、見積書、延労働者数、延労働日数、公共工事設計労務単価等を参考に算出してください。

十億	百万	千			
			0	0	0

円

※百円の位で四捨五入

※1 副業・兼業を行っている労働者がいる場合、副業・兼業先の事業者が支払った賃金は含めないでください。

※2 警備のみ又は廃土等の輸送のみを委託した事業者の労働者に対する賃金も含めないでください。

## 問4 確定保険料額(労災保険に係る額)の算定方法

労働保険の確定保険料精算の際に選択した算定方法を1つ選び、回答欄の番号を○で囲んでください。

確定保険料の算定方法	回答
実際に支払った賃金額をもとに保険料額を算出	1
請負金額に労務費率を乗じて得た額をもとに保険料額を算出	2

# 「令和8年労務費率調査（単独有期事業場用）」の記載例

## STEP 1

○まずは調査票の表面に記載されている「労働保険番号」と「業種番号」を確認してください。

## STEP 2

○お手元に、調査票の表面に記載の「労働保険番号」と一致する請負工事の**労働保険料の確定申告書**をご用意ください。  
 (注) この書類は、工事が終了した際に労働基準監督署等へ提出いただいている書類です。

### 問1 工事の名称、期間及び内容

(1) 工事の名称

調査対象工事の請負契約書に記載されている工事名を記入してください。

**必須** ○○ビルエレベーター改修工事

(2) 工事期間

**必須**

実際の工事期間を西暦で記入してください(工事期間が印字されている場合、誤りがある場合は訂正してください)。

2 0 2 4 年 1 0 月から  
2 0 2 5 年 0 2 月まで

(3) 調査対象の工事が該当する事業の種類

該当する事業の種類を1つ選び、回答欄の番号を○で囲んでください。

事業の種類	回答
(31)水力発電施設、ずい道等新設事業	1
(32)道路新設事業	2
(33)舗装工事業	3
(34)鉄道又は軌道新設事業	4
(35)建築事業(既設建築物設備事業を除く。)	5
(38)既設建築物設備工事業	6
(36)機械装置の組立て又は据付けの事業	7
組立て又は据付けに関するもの	8
その他のもの	9
(37)その他の建設事業	9

**必須**

(注)  
 (36)「機械装置の組立て又は据付けの事業」について  
 「その他のもの」とは、組立て又は据付けに関するもの基礎工事のことであり、基礎台の建設をいいます。  
 「組立て又は据付けに関するもの」と「その他のもの」を併せて行っている場合、そのうち主たる方(主たる事業の種類)を選択してください。また、問2及び問3の回答時には、主たる方に係る額のみを記入してください。

## STEP 3

○問1、2、4については、【STEP 2】で用意した**労働保険料の確定申告書**に記載の内容に基づいて記入ください。(そのまま転記いただいて構いません)

### 問2 請負金額

(1) 請負代金の額

最終的に発注者等から受け取った金額に基づき記入してください。

十億 百万 千 **必須**  
 1 3 8 8 6 9 0 0 0 円  
 ※消費税を除いた額を百円の位で四捨五入

(2) 支給材の価額等(請負代金に加算する額)

上記(1)に含まれていない発注者等からの支給材がある場合は、その支給材の価格を、また、機械器具等の貸与を受けた場合は、その機械器具等の損料に相当する価格を記入してください。

十億 百万 千 **必須**  
 0 0 0 円  
 ※消費税を除いた額を百円の位で四捨五入

(3) 機械装置の価額(請負代金から控除する額)  
 ※問1(3)で「7」又は「8」を選択した場合のみ回答

上記(1)の請負金額に含まれている「機械装置」の価額を記入してください。この「機械装置」の範囲には、機械装置の本体、附属装置及び附属品が含まれます。

十億 百万 千 **必須**  
 6 8 9 9 6 0 0 0 円  
 ※消費税を除いた額を百円の位で四捨五入

・問1(3)で「7」又は「8」を選択した場合のみ回答してください。  
 ・一般的に「機械装置の価額(請負代金から控除する額)」は「(1)請負代金の額」より小さい額です。

### 問3 実際に支払われた賃金の総額

調査対象工事に従事したすべての労働者に**実際に支払われた賃金額**を記入してください。

(注)  
 下請け事業者の労働者を含めたすべての労働者の賃金の合計額を記入してください。  
 工事の完成に必要な設備等の製作・加工等の作業であっても、工事現場「以外」の工事や工場等で行う作業に係る賃金は含めなくてください。  
 保険料の算定に当たって労務費率を用いた場合(問4で「2」を選択した場合)であっても、賃金台帳等により**【実際の支払賃金総額】**を正確に把握してご記入ください。  
 ※本調査は労務費の実態を把握することが目的のため、保険料算定の際に用いた「請負金額に労務費率を乗じて得た額」は記入しないでください。  
 **【実際の支払賃金額】**の把握が困難な場合は、おおよその金額で構いませんので、工事に関する予算書、見積書、延労働者数、延労働日数、公共工事設計労務単価等を参考に算出してください。

十億 百万 千 **必須**  
 2 3 9 2 0 0 0 0 円  
 ※百円の位で四捨五入

※1 副業・兼業を行っている労働者がいる場合、副業・兼業先の事業者が支払った賃金は含めなくてください。  
 ※2 警備のみ又は廃土等の輸送のみを委託した事業者の労働者に対する賃金も含めなくてください。

## STEP 4

○問3については、**労働保険料の確定申告書**に記載の「労務費の額」「保険料算定基礎額」は**転記せず** (※)、下請け事業者の労働者を含め、全ての労働者に**【実際に支払った賃金】**をできる限り正確に把握して記入してください。(実際の支払賃金を把握することが本調査の目的です)

※労働保険の確定申告書において「賃金総額の算出方法」を「(イ)支払賃金」としていた場合に限り、転記いただいて構いません。

### 問4 確定保険料額(労災保険に係る額)の算定方法

労働保険の確定保険料精算の際に選択した算定方法を1つ選び、回答欄の番号を○で囲んでください。

**必須**

確定保険料の算定方法	回答
実際に支払った賃金額をもとに保険料額を算出	1
請負金額に労務費率を乗じて得た額をもとに保険料額を算出	2

一般的に「問3 実際に支払われた賃金の総額」は「問2(1)請負代金の額」より小さい額です。

# 「令和8年労務費率調査（一括有期事業場用）」の記載例

## STEP 1

○まずは調査票の表面に記載されている「労働保険番号」と「業種番号」を確認してください。

## STEP 2

○お手元に、令和7年度又は8年度の「一括有期事業報告書（建設の事業）」をご用意ください。  
 （注）この書類は、例年6～7月頃の労働保険年度更新の際に労働基準監督署等へ提出いただく申告書とあわせて作成されている書類です。  
 ○そのうち、調査票の表面に記載の「労働保険番号」及び「業種番号」と一致する請負工事分の書類をご覧ください。

## STEP 3

○【STEP 2】で用意した「一括有期事業報告書（建設の事業）」に記載の元請工事の中から、以下①②に該当する工事を1件選んでください。  
 ①令和6年10月から令和7年9月までの間に終了した工事  
 ②請負金額が500万円以上の工事（該当する工事がない場合、最も請負金額の高い工事）  
 （注）令和8年度の報告書をまだ作成されていない場合は、報告書に記載予定の工事または令和7年度の報告書に記載の工事の中から選んでください。

・問1（3）で「7」又は「8」を選択した場合のみ回答してください。  
 ・一般的に「（3）機械装置の価額」は「（1）請負代金の額」より小さい額です。

### 問1 工事の名称、期間及び内容

(1) 工事の名称 **必須**  
 調査対象工事の請負契約書に記載されている工事名を記入してください。  
 ○○装置設置工事

(2) 工事期間 **必須**  
 実際の工事期間を西暦で記入してください。  
 2024年10月から  
 2025年02月まで

### (3) 調査対象の工事が該当する事業の種類

該当する事業の種類を1つ選び、回答欄の番号を○で囲んでください。

事業の種類	回答
(31)水力発電施設、ずい道等新設事業	1
(32)道路新設事業	2
(33)舗装工事業	3
(34)鉄道又は軌道新設事業	4
(35)建築事業(既設建築物設備事業を除く。)	5
(38)既設建築物設備工事業	6
(36)機械装置の組立て又は据付けの事業	7
組立て又は据付けに関するもの	8
その他のもの	9

**必須**

(注)  
 (36)「機械装置の組立て又は据付けの事業」について  
 「その他のもの」とは、組立て又は据付けに関するものの基礎工事のことであり、基礎台の建設をいいます。  
 「組立て又は据付けに関するもの」と「その他のもの」を併せて行っている場合、そのうち主たる方(主たる事業の種類)を選択してください。また、問2及び問3の回答時には、主たる方に係る額のみを記入してください。

### 問2 請負金額

(1) 請負代金の額 **必須**  
 最終的に発注者等から受け取った金額に基づき記入してください。  
 十億 百万 千  
 1 5 6 7 0 0 0 0 円  
 ※消費税を除いた額を百円の位で四捨五入

(2) 支給材の価額等(請負代金に加算する額)  
 上記(1)に含まれていない発注者等からの支給材がある場合は、その支給材の価格を、また、機械器具等の貸与を受けた場合は、その機械器具等の損料に相当する価格を記入してください。  
 十億 百万 千  
 0 0 0 0 円  
 ※消費税を除いた額を百円の位で四捨五入

(3) 機械装置の価額(請負代金から控除する額)  
**※問1(3)で「7」又は「8」を選択した場合のみ回答**  
 上記(1)の請負金額に含まれている「機械装置」の価額を記入してください。この「機械装置」の範囲には、機械装置の本体、附属装置及び附属品が含まれます。  
 十億 百万 千  
 1 1 3 3 6 0 0 0 円  
 ※消費税を除いた額を百円の位で四捨五入

### 問3 実際に支払われた賃金の総額

調査対象工事に従事したすべての労働者に**実際に支払われた賃金**を記入してください。  
 (注)  
 工請け事業者の労働者を含めたすべての労働者の賃金の合計額を記入してください。  
 工事の完成に必要な設備等の製作・加工等の作業であっても、工事現場「以外」の工事や工場等で行う作業に係る賃金は含めないでください。  
 保険料の算定に当たって労務費率を用いた場合(問4で「2」を選択した場合)であっても、賃金台帳等により**【実際の支払賃金総額】**を正確に把握してご記入ください。  
 ※本調査は労務費の実態を把握することが目的のため、保険料算定の際に用いた【請負金額に労務費率を乗じて得た額】は記入しないでください。  
 【実際の支払賃金総額】の把握が困難な場合は、おおよその金額で構いませんので、工事に関する予算書、見積書、延労働日数、公共工事設計労務単価等を参考に算出してください。  
 十億 百万 千  
 1 6 6 0 0 0 0 0 円  
 ※百円の位で四捨五入

**必須**

### 問4 確定保険料額(労災保険に係る額)の算定方法

労働保険の確定保険料精算の際に選択した算定方法を1つ選び、回答欄の番号を○で囲んでください。  
**必須**

確定保険料の算定方法	回答
実際に支払った賃金額をもとに保険料額を算出	1
請負金額に労務費率を乗じて得た額をもとに保険料額を算出	2

## STEP 4

○【STEP 3】で選択した工事について、問1～4を回答してください。  
 ○その際、問1、2、4については、「一括有期事業報告書（建設の事業）」に記載の内容に基づいて記入ください。（そのまま転記いただいて構いません）

## STEP 5

○問3については、「一括有期事業報告書（建設の事業）」に記載の「賃金総額」は**転記せず(※)**、下請け事業者の労働者を含め、全ての労働者に**【実際に支払った賃金】**をできる限り正確に把握して記入してください。  
 （実際の支払賃金を把握することが本調査の目的です）  
 ※労災保険の確定保険料の算定にあたり「支払賃金による算定」を選択した場合に限り、「一括有期事業報告書（建設の事業）」に記載の内容を転記いただいて構いません。

一般的に「問3 実際に支払われた賃金の総額」は「問2（1）請負代金の額」より小さい額です。

# 令和8年労務費率調査 オンライン回答のしかた

## ★オンライン回答の流れ

ご利用推奨環境（令和8年4月現在）

端末	OS	ブラウザ
パソコン	Windows 11 (※1)	Firefox 148 Google Chrome 145 Microsoft Edge 145
	macOS 26	Safari 26
スマホ・タブレット	Android 15	Google Chrome 146
	iOS 26	Safari 26

- ※1 「デスクトップモード」の場合に限りです。
- ※2 通信状況の悪い環境下では、正しく動作しない場合があります。

① まずは、同封の「令和8年労務費率調査票」をお手元にご準備ください。←ログイン用のID・パスワードが記載されています。

② 政府統計オンライン調査総合窓口

<https://www.e-survey.go.jp/>

にアクセスし、**ログイン画面へ**

をクリックしてください。



↑スマホ・タブレットでも回答いただけます

③ 「9NDW」と直接入力するか、【調査名から選択する場合はこちら】から「9NDW 労務費率調査」を選択してください。

④ 紙の調査票に記載されている「ID」と「パスワード」を入力してください。

⑤ **ログイン** をクリック後、パスワードの変更、連絡先情報の登録をしてください。

※下図は一括有期事業場の例です。

⑥ クリックして電子調査票を表示させてください。

※ 同封の調査票のタイトル（「単独有期事業場用」or「一括有期事業場用」）に応じた電子調査票が表示されます。

実施時期	電子調査票 ?	ファイル形式	提出期限
令和8年度	<b>令和8年労務費率調査票（一括有期事業場用）</b>	HTML形式	2026-06-12

⑦ 電子調査票に回答を入力してください。

※ 調査票は、基本情報の後、問1～4まで続きます。

⑧ 全ての入力が終われば、**回答の送信** をクリックして完了です。